別紙第四号書式（第四条第一項関係）

政府担保振替国債払渡請求書
（受入済通知書日付）
（受入済通知書番号）

（払渡請求事由）
（振替国債の振替先口座）
参加者（コード）：
種別（コード）：
払渡先の口座管理機関：
本支店名：
口座番号：
（何庁）取扱主任官殿
年　月　日

住所
氏名　㊞

下記の振替国債の払渡しを請求します。

記

合計金額	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

名称										回記号	
金額	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

償還期限	年	月	日
利息支払期	月	日	年　回

所有者の住所氏名	
備考	
政府担保番号	

名称										回記号	
金額	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

償還期限	年	月	日
利息支払期	月	日	年　回

所有者の住所氏名	
備考	
政府担保番号	

（注）担保提供義務者及び所有者が法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）である場合は、住所氏名の欄に、法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載して下さい。

備　考
1　別紙第二号書式の備考1及び2は、本書式について準用する。
2　担保として提供した振替国債の全部の払渡しを請求するときは、当該振替国債の名称、回記号、金額及び政府担保番号以外の欄を省略することができる。

別紙第五号書式（第六条第一項関係）

第　号
年　月　日

日本銀行（何店）御中

（何庁）取扱主任官　官職　氏名　印

政府担保振替国債所有口座開設等依頼書

（官職、氏名）は、国庫に帰属することとなった政府担保振替国債の所有に係る口座の開設等を依頼します。
（依頼内容）
（理由）
（付記）

日本銀行（何店）受付
年　月　日

備　考
別紙第一号書式の備考は、本書式について準用する。

○文部科学省令第十号

義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令（平成十六年政令第百五十七号）第一条第四号、第六号、第八号及び第十号の規定に基づき、義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年四月一日　文部科学大臣　高木　義明

義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則の一部を改正する省令

義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則（平成十六年文部科学省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一から別表第十一までを次のように改める。

別表第一（第二条第一号関係）

経験年数	月額
	円
18年未満	378,700
18年以上19年未満	386,000
19年以上20年未満	393,000
20年以上21年未満	399,400
21年以上22年未満	406,100
22年以上23年未満	411,600
23年以上24年未満	417,300
24年以上25年未満	423,000
25年以上26年未満	427,800